

課税証明書等について

今回の届出書では、保護者等（親権者）の全員について、平成28年度の「市民税所得割額」（平成27年の収入に基づく額）を証明するため、①～④のいずれかの書類の提出が必要です。

① 【生活保護世帯の方】生活保護受給証明書（コピーは不可です。）

市町村の生活保護担当窓口で3か月以内に発行されたものを添付してください。
平成28年1月1日が期間に含まれている証明が必要です。また、「奨学のための給付金」を一緒に申請する場合には、7月1日現在で生業扶助を受けていることと、世帯全員の氏名と生年月日、続柄が確認できることが必要です。

② 【サラリーマン世帯の方】市民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

サラリーマンの方などに5～6月に、勤務先から配付されるものです。勤務先以外からの収入があり、税額が変更になっている方や紛失された場合は④が必要です。
A3の用紙に原寸大で分割せず、全体が1枚の用紙に入るようにコピーしてください。

③ 【自営業世帯の方】市民税・府民税 納税通知書

自営業の方などに市町村から送付されるものです。修正申告されたり、紛失された場合は④が必要です。複数ページにわたる通知書は、全部のページを原寸大でコピーしてください。

④ 【①～③の無い方】市民税・府民税 課税(非課税)証明書（全部の事項が記載されたもの）

3か月以内に発行されたもので、原本が必要です。（コピーは不可です。）
市町村の税証明書窓口で発行されます。発行は有料です。

注意事項

- *1 町村や他県にお住まいの方は、市民税・府民税を市町村民税・都道府県民税と読み替えてください。
- *2 源泉徴収票や確定申告書の控えは、「課税証明書等」にはなりません。
- *3 保護者の一方（A）が、他方の保護者（B）の配偶者控除の対象者で、Bの市民税所得割額が30万円以下の場合には、Aの課税証明書等の添付を省略できます。ただし、配偶者特別控除の対象である場合には省略できません。また、「奨学のための給付金」を一緒に申請する場合には、省略できません。

保護者等について

課税証明書等を添付いただく「保護者等」は、原則として「親権者」である父母です。離婚や死別などの場合は、父母のいずれか親権を持たれる方の書類が必要です。再婚された場合でも、養子縁組をされない限り、親権を持たれる方のみとなります。

未成年後見人は、家庭裁判所で選任され扶養義務を持つ場合に限り、親権者や未成年後見人がおらず、主たる生計維持者がいる場合は、扶養関係の確認として、生徒の健康保険証の写しなどが必要となります。

生徒が成人している場合や生徒本人の収入で生活している場合には、生徒本人の課税証明書等が必要です。

受給資格認定者の方

平成28年7月から29年6月分までの授業料に関する手続き 高等学校等就学支援金 収入状況届出書の提出について

就学支援金とは、高校の授業料を国が生徒に代わって負担する制度です。年に1回、7月に収入状況届出書を提出いただき、7月から来年6月までの授業料を負担いただくかどうかを審査します。（最終学年は来年3月までとなります。）

届出書の記入方法は、2～3ページを参考にしてください。添付書類（課税証明書等）については、4ページをよくお読みください。届出書と課税証明書等は、一緒に配付している封筒に入れて、学校の定める期限までに提出してください。

保護者等（親権者）全員の市民税所得割額が非課税の世帯や生活保護受給世帯の生徒については、別途申請することにより、「奨学のための給付金」の支給対象となります。奨学のための給付金の申請書も同じ封筒に入れてください。

審査結果は、10月上旬に学校を通じてお知らせします。

【引き続き、就学支援金制度の対象となる要件】

保護者等（親権者）の平成28年度の市民税所得割額が304,200円未満であることが要件です。父母ともに所得がある場合には、父母の合計額で判定します。平成28年1月1日現在で生活保護を受給している世帯の生徒も対象となります。ただし、全日制で36月、定時制及び通信制で48月の制限があります。期間の計算では、国立・公立・私立を問わず、高等学校等の在学期間を通算します。

届出書を期限までに提出しなかった場合や
審査の結果、要件に該当しなくなった場合は
7月分から授業料を負担していただきます。

【ご注意ください】

届出にあたっては、別紙の記入上の注意及び留意事項をよく読んでから記入してください。所得確認の対象となる保護者等は、原則として「親権者」であるため、必ず「親権者」の状況を確認してください。仮に、保護者等が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかになった場合は、支給を受けた者から不正利得として受給額が徴収されます。また、偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

（学校使用欄）

提出締切日：7月4日（月）

高等学校等就学支援金 収入状況届出書記入要領

今回の届出は、7月中の日付でお願いします。

収入状況を届出される方は、「収入状況届出書」にチェックしてください。また、4ページにしたがって課税証明書等を添付してください。

収入状況を届出されない方は、「申請(又は届出)しない」にチェックしてください。添付書類は不要ですが、授業料の納付が必要になります。

保護者の昼間の連絡先電話番号を必ず記入してください。また、「その他」の場合は氏名を記入してください。

収入状況を届出されない方の記載は、ここまでです。

収入状況を届出される方は、裏面も必ず記入してください。

【オモテ面】

様式第1号(第3条第1項、第10条第2項並びに第11条1項及び第2項関係) 平成28年7月 日

大阪府教育委員会様

高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書(初回時)
高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書(2回目以降)
既に受給資格の認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

申請(又は届出)しない。
授業料を納付します。

上のいずれかに☑を付けてください。また、以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。

生徒が在学する学校の名称等	〇〇〇立△△△ 高等学校 3年 2組 1番		
フリガナ	学校の種類・課程・学科 <input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制		
生徒の氏名	姓 文科	名 太郎	
生徒の生年月日	昭和 10年 9月 8日		
生徒の住所	〒540-8571 大阪府大阪市中央区大手前3丁目2-12		
保護者等の昼間連絡先電話番号(父・母・その他)	電話 (090) 1234-5678		

申請(又は届出)しない場合は、以下及び裏面の記入は不要です。
 申請(又は届出)する場合は、次の事項を必ず確認の上、☑を付け、裏面も記入してください。

確認して☑

① この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。
 ② この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知して提出するとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に提出します。

【1 高等学校等就学支援金の支給に関する事項】(収入状況届出書(2回目以降)の場合は記入不要です。)

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
 ・高等学校等(修学年数が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者
 ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者(ただし、支給停止期間等は含めません。)

①現在の学校の在学期間	学校名	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科 <input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制
②過去の学校の在学期間	学校名	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科 <input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制

※過去の学校の在学期間が複数ある場合は、別紙に記入してください。

※府立高校のみ記載(学校において記入)

学校番号	生徒番号
------	------

黒または青のボールペンで記入してください。

間違えた場合は、二本線で訂正してください。訂正印は不要です。

今回の届出では、7月1日時点における状況を記入してください。認定された場合の支援金の支給期間は、7月から来年6月分になります。(最終学年の場合は3月分までです。)

【ウラ面】

【2 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分(必ず記入してください。)

1月~6月(前年度の課税証明書等を添付) 7月~翌年6月(今年度の課税証明書等を添付)

(2) 【7】月1日時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。
上の【】欄には申請・届出を行う月を記入し、次の①から⑦までのいずれかに☑を付けてください。

(2)-1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

① **親権者(両親)2名分** 両親の課税証明書等を添付する場合

親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかに☑を付けてください。)

ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税を課されたとしても所得制限の影響がないことが明らかなる場合

イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割が課税されない場合

ウ 離婚、死別等により親権者が1名の場合、
親権者(又は未成年後見人)によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付してください。

② **未成年後見人** 親権者がいない場合、未成年後見人が存在する場合(未成年後見人の人数を記入してください。親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべしとされている者である場合は、その者を除きます。))

③ **生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分**
親権者又は未成年後見人が存在しない場合、
 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
 ※生計を維持していることの証明として、健康保険証の写し等が必要です。

④ **生徒本人**
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、
 ・成人に達している場合、
 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2)-2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥ 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑦ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

(課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑥及び⑦の場合は記入不要です。))

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額に変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。
 ・保護者等に変更があった場合(離婚・死別、養子縁組等)
 ・収入の状況に変更があった場合(収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の変更等)

学校受付日 平成 年 月 日(学校において記入)

保護者の一方(A)が、他方の保護者(B)の控除対象配偶者で、Bの市町村民税所得割額が30万円以下の場合には、Aの課税証明書等の添付を省略できます。
 (*)奨学のための給付金をあわせて申請される場合は省略できません。

親権者の一方が海外赴任等により、平成28年1月1日現在、海外に在住して、市町村民税が課税されていない場合

離婚や死別等により親権者が1名の場合や、やむを得ない理由により親権者1名の課税証明書等が添付できない場合
 ※「やむを得ない理由」とは、行方不明、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情をいいます。

親権者がおらず、主たる生計維持者の課税証明書等を添付する場合は、合わせて生徒の健康保険証の写しなどの扶養関係を証する書面の添付が必要です。

生徒が施設入所者で、保護者等の課税証明書等が提出できず、生徒にも収入が無い場合

保護者等の全員が、平成28年1月1日現在、海外に在住して、市町村民税が課税されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑥及び⑦の場合は記入不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
文科学	父	文科省子	母

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑥及び⑦の場合は記入不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
文科勲	伯父		

課税証明書等を添付する方の氏名、生徒との続柄を記入してください。記入例は、左記のとおりです。